

鳥取市野良猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市野良猫不妊・去勢手術費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨にのっとり、飼い主がいない猫（以下「野良猫」という。）に不妊又は去勢のための手術を受けさせる取組を支援することにより、野良猫の繁殖を抑制し、もって生活環境を保全するとともに、市民の動物愛護意識の高揚を図ることを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内で開業する動物病院において、市内において捕獲した野良猫に対し実施する不妊去勢手術（不妊又は去勢のために獣医師が必要と認める手術をいう。以下同じ。）及び耳先の一部を切除する手術（以下「耳先カット」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する個人又は市内に所在地を有する法人若しくは団体で、市内において捕獲した野良猫に対し、県内で開業する動物病院において、不妊去勢手術を実施するものとする。ただし、補助対象者は、不妊去勢手術の実施と併せて、耳先カットを実施しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する手術費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 耳先カットが実施されていない猫で、すでに不妊去勢手術が実施されている場合、耳先カットの実施のみについても補助対象とする。

(補助金の交付額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の100分の70に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、野良猫1匹につき10,000円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助事業の実施に伴い、他の補助金を受ける場合は、補助対象経費から当該収入相当額を控除した額を補助対象経費とする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付の申請は、補助事業を実施する前に行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様

式によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外の場合とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) その他補助事業の内容に重大な影響を及ぼす変更

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(免責)

第11条 市は、補助事業に関連して交付決定を受けた者が被った損害及び第三者に対して与えた損害については、その責めを負わないものとする。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第7条、第10条関係）

野良猫不妊・去勢手術費補助金事業計画（実績）書及び収支予算（決算）書

野良猫の性別	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス
野良猫とする根拠	(手術前の猫の全身の状況がわかる写真を添付してください)
捕獲（予定）場所	
手術予定動物病院	

※1匹ごとに申込みをしてください。

野良猫に不妊去勢手術及び耳先カットを受けさせることにより被った損害及び第三者に対して与えた損害については、自己の責任により対応することを誓約します。

申請者氏名(署名)、または代理人による記名押印 (印)

<収支予算（決算）>

(1) 収入（補助対象経費を記入）

区分	予算（決算）額	備考
市補助金		
自己資金		
その他		
計		

(2) 支出（補助対象経費を記入）

区分	予算（決算）額	備考
手術費 (不妊去勢手術、耳先カット)		

<獣医師証明欄>

上記の野良猫の不妊去勢手術（ <input type="checkbox"/> 精巣摘出 <input type="checkbox"/> 子宮摘出 <input type="checkbox"/> 卵巣摘出 <input type="checkbox"/> その他（ ））及び耳先カットを _____年 _____月 _____日に実施したことを証明します。	
_____年 _____月 _____日	
所在地	鳥取県 _____
医院名	_____
獣医師名	_____ 印
電話番号	_____

<領収書添付欄>（原本を貼付してください。）

※領収書の宛名は、申請人と同一であること。

（領収書を紛失した場合は、獣医師の証明を下記に受けてください。）

野良猫の不妊去勢手術及び耳先カットに要した費用 金 _____ 円
獣医師名 _____ 印

・猫の全身及び耳先カットの状況が確認できる写真を添付してください